

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

《問1》 正解

	①	②	③
記号	イ	ト	ニ

I 「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。

『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、(① **20歳**) 未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」

II 「子のある配偶者が受給する遺族基礎年金の額（2022年度価額）は、『(② **777,800**) 円＋子の加算』の計算式により算出され、子の加算は第1子・第2子までは1人につき223,800円、第3子以降は1人につき (③ **74,600**) 円となります。したがって、仮に、Aさんが現時点（2022年9月11日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、年額1,300,000円です。また、妻Bさんが遺族基礎年金を受給し、前年の所得が一定額以下である場合、妻Bさんは、遺族年金生活者支援給付金を受給することができ、その年額は60,240円（2022年度価額）となります」

<解説>

- ① 遺族基礎年金の『子』とは、18歳になった年度の3月31日まで、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指す。
- ② 遺族基礎年金の額（2022年度価額）は、子のある配偶者が受け取る場合、『777,800円＋子の加算』の計算式により算出される。子の加算は第1子・第2子までは1人につき223,800円である。
- ③ 第3子以降は1人につき74,600円となる。

《問2》 正解 ① 4分の3 ② 444,926（円） ③ 65（歳）

I 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（① 4分の3）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます。仮に、Aさんが現時点（2022年9月11日）で死亡した場合、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記＜資料＞の計算式により、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の額は、年額（② 444,926）円となります」

II 「二男Eさんが遺族基礎年金および遺族厚生年金に係る年齢要件を満たさなくなり、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが（③ 65）歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます」

<解説>

① 遺族厚生年金の年金額は、死亡した被保険者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3相当額となる。なお、報酬比例部分の計算において、厚生年金の被保険者期間が300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算する。

② 遺族厚生年金額は、2003年3月以前の期間分と2003年4月1日以後の期間分をそれぞれ算出し、その合計額の4分の3相当額となる。また、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は、293月（60月＋233月）であり、被保険者期間が300月未満のため300月とみなして年金額を算出する。

$$(250,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 60月 + 370,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 233月) \times \frac{300月}{60月 + 233月} \times \frac{3}{4}$$

$$= 444,925.60 \cdots \approx 444,926円$$

③ 中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。妻が受ける遺族厚生年金に、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算される。

《問3》 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

① 介護保険の保険給付を受けるためには、市町村から、要介護認定または要支援認定を受ける必要がある。都道府県ではない。

② 第2号被保険者が介護保険の保険給付を受けた場合、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の1割を自己負担する。

③ 年額18万円以上の公的年金を受給している場合の介護保険の保険料の納付は、公的年金から天引きされ、これを特別徴収という。年額18万円未満の場合には、普通徴収といって納付書での納付を行う。

【第2問】

- 《問4》 正解 ① X社：7.93（％） Y社：7.27（％）
 ② X社：14.61（倍） Y社：50.63（倍）

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する（小数点以下第3位四捨五入）。

ROE（自己資本利益率）＝当期純利益÷自己資本×100

X社 2,300百万円÷29,000百万円×100＝7.931…≒7.93％

Y社 800百万円÷11,000百万円×100＝7.272…≒7.27％

- ② PERは株価収益率ともいい、株価が1株当たり当期純利益の何倍になっているかを示している。

PER（株価収益率）＝株価÷1株当たり当期純利益*

X社：1,600円÷109.52円＝14.609…≒14.61倍

※1株当たり当期純利益＝当期純利益÷発行済株式数

2,300百万円÷2,100万株（21百万株）＝109.523…≒109.52円

Y社：4,050円÷80円＝50.625…≒50.63倍

1株当たり当期純利益＝800百万円÷1,000万株（10百万株）＝80円

《問5》 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① PBRはY社のほうが高い。PBRは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産の何倍になっているかを示している。

PBR（株価純資産倍率）＝株価÷1株当たり当期純資産*

X社：1,600円÷1,380.95円＝1.158…≒1.16倍

※1株当たり純資産＝純資産÷発行済株式数

29,000百万円÷2,100万株（21百万株）＝1,380.952…≒1,380.95円

Y社：4,050円÷1,100円＝3.681…≒3.68倍

11,000百万円÷1,000万株（10百万株）＝1,100円

- ② 配当性向は、Y社のほうがX社よりも高い。配当性向は当期純利益うち、配当金をどの程度支払っているかの割合を示す指標である。

配当性向＝配当金総額÷当期純利益×100

X社 420百万円÷2,300百万円×100＝18.260…≒18.26％

Y社 300百万円÷800百万円×100＝37.5％

- ③ 自己資本比率は企業の財務面における安全性を見るための指標で、負債および純資産の合計額（総資本）に占める純資産の割合をいう。

自己資本比率＝純資産÷総資本（負債＋純資産）×100

X社 29,000百万円÷54,000百万円×100＝53.703…≒53.70％

Y社 11,000百万円÷18,000百万円×100＝61.111…≒61.11％

《問6》 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① つみたてNISA口座では、上場株式を購入することはできない。
- ② 2023年中に一般NISA勘定に受け入れることができる金額は120万円である。
- ③ NISA口座やジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受け取り方法として株式数比例配分方式を選択する必要がある。

【第3問】

《問7》 正解

	①	②	③	④
記号	へ	チ	イ	リ

「個人が、2022年中に住宅ローンを利用して既存住宅を取得し（消費税は課されていない）、自己の居住の用に供した場合、『取得した住宅の床面積が（① 50）㎡以上であること』『住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額が（② 2,000）万円以下であること』などの所定の要件を満たせば、2022年分以後、最大で（③ 10）年間、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

控除額は、住宅ローンの年末残高に所定の控除率を乗じて算出しますが、その年末残高には限度額が設けられています。取得した既存住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅（以下、「認定住宅等」という）のいずれかに該当するときの年末残高の限度額は、（④ 3,000）万円となり、認定住宅等に該当しないときの年末残高の限度額は、2,000万円となります」

<解説>

- ① 個人が既存住宅を取得した場合、取得した住宅の床面積が50㎡以上であるとき住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。
- ② 住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額は2,000万円以下であることが要件となる。
- ③ 既存住宅の取得や増改築の場合、控除期間は最大10年間である。
- ④ 既存住宅の取得や増改築の場合、取得した既存住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅いずれかに該当するときの年末残高の限度額は、3,000万円となり、認定住宅等に該当しないときの年末残高の限度額は、2,000万円となる。

《問 8》 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	×

<解説>

- ① Aさんは、2022年6月に住宅ローンを利用して中古の分譲マンションを購入しており2022年分の所得税においては確定申告を要する。
- ② Aさんの取得した既存住宅には消費税が課されていないため、前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）が限度となる。なお、居住年が2021年12月31日までであって、当該住宅の取得等が特定取得または特別特定所得である場合には、問題文の前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）を限度に適用される。特定取得は、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいう。特別特定所得は、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいう。
- ③ Aさんが『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例』の適用を受けた場合は、500万円が上限となる。

《問 9》 正解 ① 9,900,000（円） ② 380,000（円） ③ 136,500（円）

(a) 総所得金額		(① 9,900,000) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(② 380,000) 円
	基礎控除	480,000円
(b) 所得控除の額の合計額		2,800,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)		□□□円
(e) 税額控除(住宅借入金等特別控除)		(③ 136,500) 円
(f) 差引所得税額		□□□円
(g) 復興特別所得税額		□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税額		□□□円

<解説>

① 給与収入 12,000,000円

給与所得控除額 1,950,000円

Aさんは、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を適用することができる。所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除することをいう。

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する際、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができる。

(1) 適用対象者

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額
(10,000,000円 - 8,500,000円) × 10% = 150,000円

給与所得の金額 12,000,000円 - 1,950,000円 - 150,000円 = 9,900,000円

② 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。長男Cさんの合計所得金額は48万円以下であり、Aさんは38万円の扶養控除を受けることができる。

③ 住宅借入金等特別控除は、年末における借入金残高の0.7%で算出する。

2022年12月末の借入金残高：1,950万円

1,950万円 × 0.7% = 136,500円

【第4問】

《問10》 正解

	①	②	③
記号	ロ	ニ	チ

「本特例の適用を受けるためには、相続した家屋について、(① 1981) 年5月31日以前に建築されたこと、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったことなどの要件を満たす必要があり、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物(② は対象となりません)。

本特例の適用を受けるためには、家屋を取り壊して更地で譲渡するか、または、家屋を一定の耐震基準を満たすようにリフォームしてから、その家屋のみを譲渡するか、もしくはその家屋とともに敷地を譲渡する必要があります。ただし、いずれの場合であっても、その譲渡の対価の額が(③ 1億円)以下でなければなりません」

<解説>

- ① 「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）のひとつの要件として、相続した家屋について、1981年5月31日以前に建築されたことがある。
- ② 本特例は要件を満たす一戸建てが対象であり、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象とならない。
- ③ 売却代金は1億円以下であることが必要である。なお、本特例の適用を受ける被相続人居住用家屋と一体として利用していた部分を別途分割して売却している場合や、他の相続人が売却している場合は、分割して売却した部分や他の相続人が売却した部分も含めた売却代金により行う。

《問11》 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	○

<解説>

- ① 土地所有者が借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していく。
- ② 建設協力金方式は建物の賃貸借であり、賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸家建付地として評価される。
- ③ 建設協力金方式は建物の賃貸借であり、所定の要件を満たせば、甲土地は、貸付事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。

《問12》 正解 ① 480 (㎡) ② 1,440 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に準耐火建築物または耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

また、甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率が10%緩和される。

$$480\text{㎡} \times (80\% + 10\% + 10\%) = 480\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

前面道路の幅員は7mであり、12m未満のため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

2つの道路に面している場合には、幅員の広い方が前面道路となる。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $7\text{m} \times 6 / 10 = 420\%$

∴300%

$$480\text{㎡} \times 300\% = 1,440\text{㎡}$$

【第5問】

《問13》 正解

	①	②	③	④
記号	ホ	イ	ヌ	ト

I 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社関連の資産を長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が8億円の場合、長女Dさんの遺留分の金額は、(① 1億円)となります」

II 「長男CさんがX社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額7,000万円）について、課税価格に算入すべき価額は(② 1,400万円)となります。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(③ それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます)」

III 「長男Cさん夫婦には子がいないので、将来の後継者確保のため、養子縁組をすることを検討してみてはいかがでしょうか。長男Cさん夫婦が孫Eさん（長女Dさんの子）と養子縁組（特別養子縁組でない縁組）をする場合、孫Eさんと長女Dさんとの法律上の親子関係は(④ 終了しません)」

<解説>

- ① 長女Dさんの遺留分の金額は1億円となる。長女Dさんの民法上の相続分は $\frac{1}{4}$ 、遺留分の $\frac{1}{2}$ を加味すると $\frac{1}{8}$ が長女Dさんの遺留分である。
- ② 『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた後の金額は、1,400万円となる。
 $7,000万円 \times (1 - 80\%) = 1,400万円$
- ③ 自宅敷地は330㎡、X社本社敷地は400㎡であり、そのすべてに対して『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができる。なお、貸付用宅地は居住用宅地や事業用宅地と単純併用することができず、限度面積の調整が必要となる。
- ④ 特別養子縁組でない縁組の場合には、孫Eさんと長女Dさんとの法律上の親子関係は終了しない。

《問14》 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 教育資金の贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下であることが要件となっているのは、受贈者である孫Eさんである。
- ② 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」と相続時精算課税制度は併用することができる。
- ③ 教育資金管理契約期間中にAさんが死亡した場合、教育資金支出額を控除した残額（管理残額）が相続税の課税対象となる。ただし、贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や、学校等に在学している場合など、一定の場合には相続税の課税対象とならない。

《問15》 正解 ① 4,800（万円） ② 5,820（万円） ③ 26,240（万円）

(a) 相続税の課税価格の合計額		8 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800) 万円	
課税遺産総額 ((a) - (b))		7 億5,200万円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん		1 億4,600万円
長男Cさん	(② 5,820) 万円	
長女Dさん		5,820万円
(c) 相続税の総額		(③ 26,240) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の算式にて求める。法定相続人は妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

- ② 相続税の総額を求めるためには、課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。次に課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

$$\text{妻Bさん} : 7\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 3\text{億}7,600\text{万円}$$

$$3\text{億}7,600\text{万円} \times 50\% - 4,200\text{万円} = 1\text{億}4,600\text{万円} \quad (1)$$

$$\text{長男Cさん} : 7\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}8,800\text{万円}$$

$$1\text{億}8,800\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万} = 5,820\text{万円} \quad (2)$$

$$\text{長女Dさん} : 7\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}8,800\text{万円}$$

$$1\text{億}8,800\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万} = 5,820\text{万円} \quad (3)$$

- ③ 相続税の総額 (1) + (2) + (3)

$$1\text{億}4,600\text{万円} + 5,820\text{万円} + 5,820\text{万円} = 2\text{億}6,240\text{万円}$$